

甲斐市に移住で

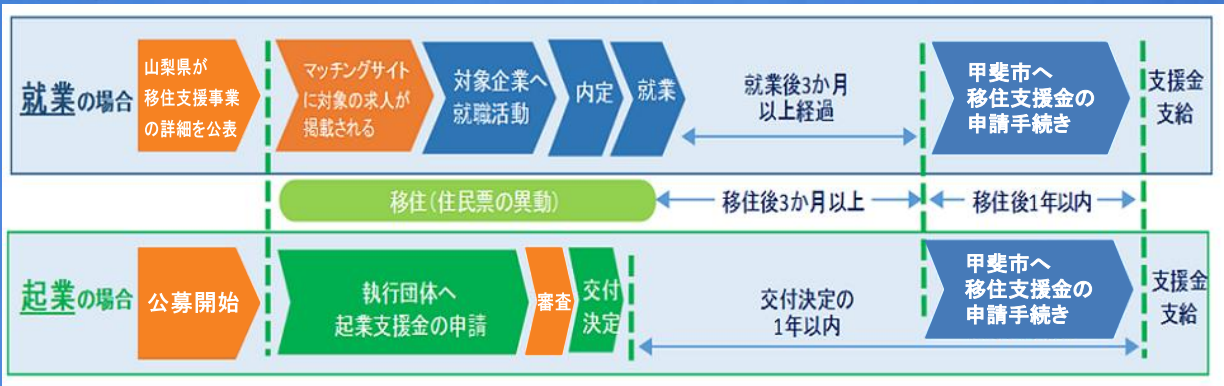
最大

100万円

山梨県甲斐市は、東京23区(在住者又は通勤者)から甲斐市へ移住し、山梨県が運営するマッチングサイトに掲載された求人により就業した方、又は起業支援金の交付決定を受けた方に補助金を支給する、『甲斐市移住支援事業』を行っています。

※条件を全て満たした移住で、2人以上世帯は100万円、単身世帯は60万円を交付します。

移住支援金交付までのおおまかな流れ



← 条件は裏面をチェック

甲斐市移住支援事業補助金 交付要件チェックシート

【共通】

1. 次のいずれにも該当する。

①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ)していた。

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた。

(通勤の場合、住民票を移す直前でなくても、住民票を移した日から3か月前までの間に連続して1年以上通勤していれば可とします。)

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり。

- ・東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村

2. 平成31年(2019年)4月1日以降に、本市に転入した。

3. 補助金の申請日において、転入後3ヶ月以上1年以内である。

4. 補助金の申請日において、本市に5年以上継続して居住する意思がある。

※5年以内に転出した場合、補助金の返還対象となる可能性があります。

5. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。

6. 日本人、又は外国人のうち、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

7. 申請年度及びその前年度における前住所地の市区町村において納付すべき税を滞納していない。

8. 本市に納付すべき税を滞納していない。

9. その他市長が補助金の対象者として不相当と認めた者でない。

【就業の場合】

10. 就業先が、マッチングサイトに掲載された求人である。

11. 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。

12. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3ヶ月以上在職している。

13. 求人への応募日が、マッチングサイトに補助金の対象求人として掲載された日以降である。

14. 当該法人に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。

15. 就業が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

【起業の場合】

16. 申請日以前の1年以内に山梨県の起業支援金の交付決定を受けている。

【お問い合わせ】

山梨県甲斐市商工観光課商工労働係 電話:055-278-1708 e-mail:shoukou@city.kai.yamanashi.jp